

## 10月1日(火)から「もりやまプレミアム付商品券」の販売が始まります

☎健康福祉政策課 ☎・☎(582)1123 ☎(582)1138

プレミアム付商品券は消費税・地方消費税の引き上げによる低所得者・子育て世帯への影響を緩和するために発行する商品券で、1冊5,000円(500円×10枚つづり)の額面のものを4,000円で5冊まで購入できます。10月1日(火)～令和2年2月29日(土)まで使用でき、購入には本市発行の購入引換券が必要です。対象者には購入引換券を特定記録で送付します。購入引換券は再交付できません。

### 対象者および購入引換券の送付

- ・住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族・生活保護受給者を除く住民税非課税者：8月に送付した申請書を上記へ提出してください。審査のうえ、対象者には9月下旬以降に購入引換券を送付します。審査の結果、購入引換券不交付となる場合があります。
- ※修正申告等で住民税が非課税となった人は上記までお問い合わせください。
- ・平成28年4月2日～令和元年9月30日生まれの子どもが属する世帯の世帯主：申請は不要です。9月上旬に購入引換券を世帯主あてに送付しています。ただし、令和元年8月1日以降に生まれた子どもが属する世帯は11月上旬発送予定です。

### 商品券の購入方法

10月1日(火)～令和2年1月31日(金)に購入引換券と免許証などの本人確認書類を持って下記へ。

販売場所 守山商工会議所(12月29日～1月5日を除く平日午前9時～午後5時)

駅前総合案内所(12月29日～1月3日を除く午前8時～午後7時)

※10月5日(土)にモリーブ、10月6日(日)にピエリ守山(いずれも午前10時～午後5時)、10月19日(土)におうみんち(午前9時～午後5時)で出張販売あり

- 他・商品券取り扱い店舗は購入引換券に同封しています。最新情報は守山商工会議所ホームページをご覧ください。
- ・転入者で前市町村の購入引換券の交付を受け、本市の購入引換券への交換を希望する人は健康福祉政策課で交換します。

# 農地中間管理機構を活用しましょう

令和元年度 2回目の受け付けを行います

担い手への農地集積をすすめましょう!



☎・☎(582)1130  
☎(582)1166  
JAおうみ富士守山営農センター  
☎・☎(585)4385  
☎(585)2784

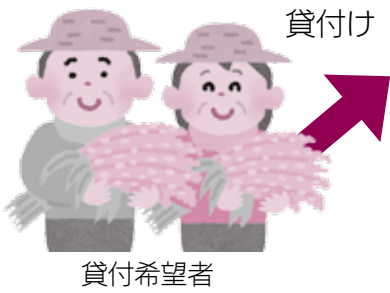
### 岡農政課

農地をまとまりのある形で借り受けることができます。  
 9月25日(水)～11月8日(金)に申請書記入し、農政課またはJAおうみ富士守山営農センターへ提出。  
 申請書は農政課またはJAおうみ富士守山営農センターに設置、または公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金のホームページからダウンロード可。



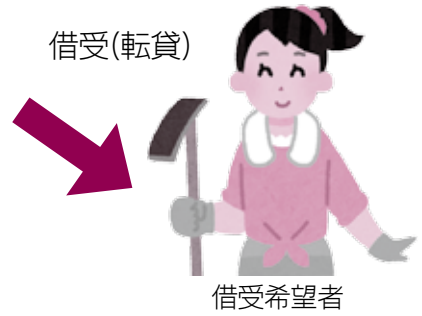
ホームページ

●活用することのメリット  
 農地の出し手  
 農地の受け手  
 農地中間管理機構として、県知事より指定を受けた公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金が、ルールに基づき、出し手(貸付希望者)から出された農業振興地域内の農用地などの貸付の可能性を判断し、適切な受け手(借受希望者)への貸付けを決定します。



貸付け

滋賀県  
農地中間管理機構  
(公益財団法人  
滋賀県農林漁業担い手育成基金)



借受(転貸)